

道路等に面した

# 危険なブロック塀等を

# 撤去しましょう！

大規模な地震が発生した際に、ブロック塀等の倒壊を防止し、歩行者の安全を守るため、道路等に面した一定の高さを超える危険なブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助します。

## 補助の対象となるブロック塀等

- 一般の通行がある道路に面したブロック塀等で、点検の結果「**危険**」と判断された、**高さ**が**1.2メートルを超えるもの**

～ブロック塀等とは～

補強コンクリートブロック造、コンクリートブロック造、レンガ造、石造等の塀

## 補助対象外部分

- 基礎の部分
- 門柱、門扉、フェンス部分等
- ブロック塀の土留めを兼ねた部分
- 仮設費（仮囲い、仮設足場等）
- ガードマンの費用

## 補助を受けられる方

- 危険ブロック塀等を所有する方又は、所有者から承諾を得た方

## 注意事項

- 同一の敷地について、二度の補助は受けられません。
- 交付決定前に契約を行った場合は、補助を受けることができません。
- 撤去工事は、市内に営業所を有する事業者が施工する場合があります。
- 市税を滞納している場合は補助を受けることができません。



※点検内容は別紙点検表1又は2をご参照ください。

## 補助の対象内容

- 危険ブロック塀等について**全部又は一部を撤去する工事**

## 補助額

- 撤去工事に要する費用の**3分の2**（**上限12万円**）の補助

## 受付締切

- 令和6年11月29日（金）

予算が無くなり次第、受付終了とします。（約55件程度）

●詳しくは下記までお問い合わせください●



高松市都市整備局建築指導課

電話：087-839-2488 ファックス：087-839-2452

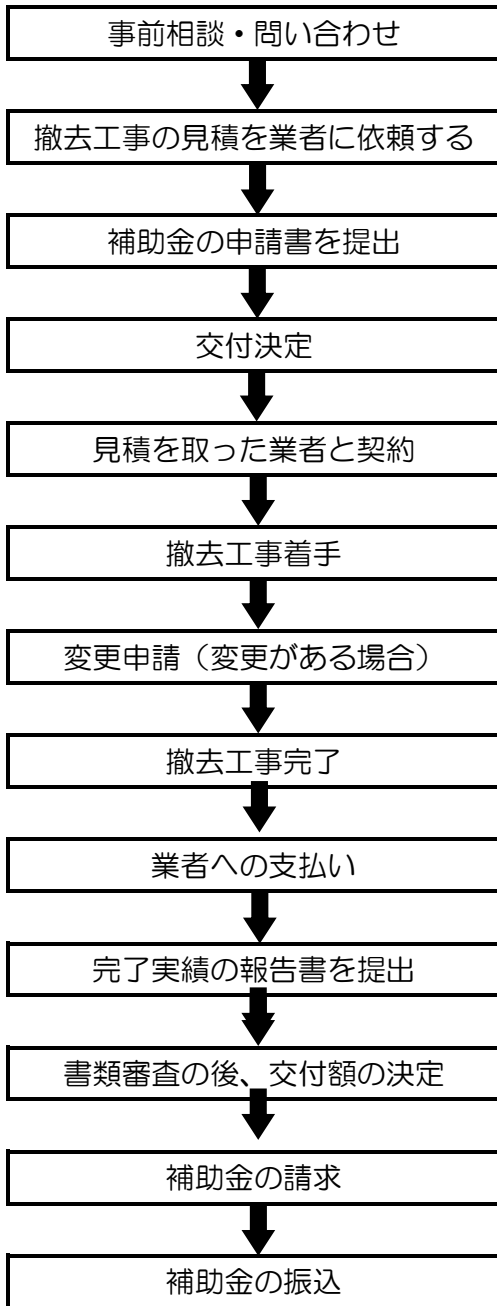
[ホームページはこちら](#)

高松市役所 危険ブロック塀補助

検索



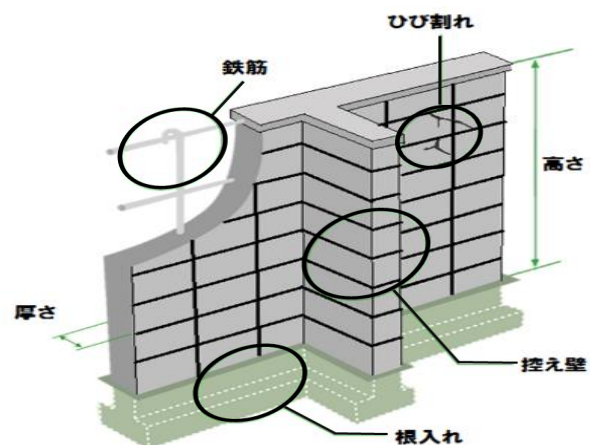
# 申請手続きの流れ



★のついている項目を申請者で行っていただきます。

## 申請に必要な書類等

- ① 申請書  
→ 代理者が申請を代行する場合は、委任状が必要です。委任状は申請者が自筆で記名、押印する必要があります。
- ② 危険ブロック塀等の所有者を確認するための書類の写し  
→ 固定資産課税明細書、登記簿謄本等
- ③ 申請者名義の滞納無証明書  
→ 市役所2階納税課又は総合センターで取得できます。(¥350)
- ④ 所有者以外が申請する場合は、所有者の承諾書
- ⑤ 点検表（別紙点検表1又は2）
- ⑥ 申請地が分かる地図
- ⑦ 配置図  
(申請するブロック塀の位置を記入したもの)
- ⑧ 現況写真  
・道路側、敷地側それぞれ全景  
・土かぶり等の状況が分かるもの  
・ひび割れや傾き等の状況が確認できるもの
- ⑨ 撤去工事の見積の写し※配置図と整合性をとる
- ⑩ その他（以下の書類は、市に相談し、必要に応じて提出していただく場合があります。）  
・道路等として使用していることの申出書  
・確認及び誓約書 等



## 点検項目（抜粋）

傾き・ひび割れ	<input type="checkbox"/> 全体的に傾いている又は1mm以上のひび割れがある
ぐらつき	<input type="checkbox"/> 人の力で簡単にぐらつく
その他	<input type="checkbox"/> 塀が土留め壁を兼ねている又は玉石積み擁壁等の上にある

※ 該当する項目がある場合は、危険ブロック塀となります。